

お願い

愛知県警機動隊の沖縄への派遣中止を求める住民監査請求の請求人になってください。

2016年12月22日

住民監査請求人代理人：大脇雅子弁護士事務所 大脇雅子弁護士
住民監査請求人代表者：安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会
共同代表 中谷雄二・長峯信彦

●高江への機動隊派遣

2016年7月11日工事が再開され、翌12日には米軍基地建設に伴う警備と称して、警視庁をはじめとした6都府県から機動隊500人以上が派遣され、19日以降は、現地に配備された機動隊による不当拘束や暴力的排除、生活道路や私有地の封鎖、不当逮捕や市民への暴力行為、恫喝、取材妨害などが連日のように報告されています。不当逮捕も相次ぎ、長期拘留も続いています。機動隊の強制排除によってけが人も続出し救急搬送される人もいました。また、大阪府機動隊員が「さわるな土人」、「黙れシナ人」など、人権を無視した差別発言をするなど決して許されないことも起きています。9月に入り、高江住民は機動隊による県道の検問や封鎖の禁止を裁判所に訴えています。また、工事強行や機動隊の行為に対し、「人格権の侵害」として工事の差し止めを求める提訴と、同時に仮処分も行いました。

●愛知県に対して機動隊の派遣中止を求める住民監査請求

この高江への機動隊の派遣は、警察法60条による、沖縄県公安委員会から愛知県公安委員会への援助要請に基づくものですが、派遣中の機動隊員の給与は愛知県の予算から支出されています。私たちは、私たちの税金が、高江で住民の意思を踏みにじり、オスプレイの基地を建設するための、違法な弾圧に使われることに黙ってられません。

●地方自治法242条により、地方自治体の住民は自治体の違法・不当な公金の支出について、監査委員にその防止や是正を求め、監査請求をすることができます。

愛知県民が、警視庁機動隊による高江住民弾圧を許さないことを沖縄のみなさんにも示すため、一人でも多くのみなさんが、この監査請求の請求人になってくださいますようお願いいたします。

●監査請求の請求人になっていただける方は、別紙委任状に住所、職業、氏名をご記入いただき、1月28日(土)必着でお送りいただくようお願いいたします。

なお、いくつかの注意事項を申し上げます。10人連記用ですが全員の署名が埋まらなくても結構です。何人分でも集まったものを提出して下さい。

請求人になれるのは、住民票が愛知県内にある人に限られます。住民登録上の住所をできるだけ正確に書いて下さい。職業は、抽象的に「会社員」「自営業」「無職」とかで結構です。印鑑は三文判で構いません。お手数ですがよろしくお願いいたします。

締切 1月28日(土)(必着) 早急の取り組みをお願いいたします。

郵送先 〒460-0011

名古屋市中区大須四丁目13番46号

ウイストリアビル5階 名古屋共同法律事務所

